

# 賛助会員・会費規程

一般財団法人中京長寿医療研究推進財団

## 賛助会員・会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中京長寿医療研究推進財団（以下財団と称する）の定款に基づき賛助会員・会費について必要な事項を定めることを目的とする。

### (会員)

第2条 賛助会員は財団の目的に賛同する個人及び団体（法人）であって、この規程に定めるところの会費を納入された個人及び団体（法人）を会員とする。

### (特典)

第3条 財団が発行する研究報告、その他刊行物の配布、提供、また財団が実施する長寿医療研究に関連する講演会等への参加及びその他関連する事業について便宜を与えることができる。

### (会費)

第4条 賛助会費は次の各号に従い毎年6月末日までに納入するものとする。但し、新たに入会した会員については入会申込日の属する月の末日までに納入するものとする。

- |   |          |    |    |         |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 個人賛助会費   | 1口 | 年額 | 5,000円  |
| 2 | 団体（法人）会費 | 1口 | 年額 | 50,000円 |

### (資格の喪失)

第5条 賛助会員は次の各号に該当する場合に資格を失う。

- 1 脱会の申し出をしたとき
- 2 死亡（団体にあつては解散）したとき
- 3 除名されたとき

### (除名)

第6条 賛助会員は次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により除名することができる。

- 1 1年以上会費を滞納したとき
- 2 財団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき

附則 この規程は平成24年4月1日より実施する。